

事業報告書

ま え が き

平成 24 年度は公益財団法人へ移行して最初の 1 年でしたが、公益財団法人放射線影響協会（以下「協会」という。）の 4 つの公益事業は、関係機関並びに賛助会員の皆様のご理解とご支援を得て、社会の要請に応えつつ、概ね着実に遂行することができました。特に、東日本大震災により発生した福島原子力発電所の事故以降、低線量放射線が健康に及ぼす影響について国民の関心が高くなり、多くの方が放射線・放射能に不安を抱いておられる中、放射線影響に関する科学的解明に貢献するとともに国民の皆様の疑問や不安の解消に少しでもお役に立てるよう事業活動に取り組んで参りました。

放射線影響に関する研究への奨励金助成は、本業務を開始して以降本年度末までに 404 件に達し、また、放射線影響研究分野の国際学術集会参加に伴う渡航費用等の助成も本年度末までに 198 名に達しており、協会の顕彰事業等の実績と相まって、斯界の発展、科学技術の進展に貢献しています。

放射線疫学調査センターは、文部科学省からの委託契約に基づき低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査を実施しました。平成 24 年度は、第 V 期調査の 3 年目にあたり、個人情報保護に留意しつつ確実に調査を実施し、喫煙等の交絡要因が放射線被ばくによる健康影響に与える寄与について統計学的モデルに基づく解析・検討を行いました。

被ばく線量登録管理制度に係る登録者数は、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に関する者を合計すると、本年度末で約 57 万人にのぼりました。また、厚生労働大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会からの指定を受けて、事業者から引渡しを受けた放射線業務従事者の被ばく線量等の記録は、245 万件に達しており、これらを適切に保管するとともに、本人又は関係事業者からの記録の照会に応じています。

以上は協会の平成24年度事業概要です。

今後とも、協会事業の発展、充実のため、関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

I 放射線影響に関する知識の普及・啓発及び 研究活動への奨励・助成

1 放射線影響に係る知識の普及・啓発

- (1) 協会の総合広報誌「放影協ニュース」を年4回発行した。
- (2) 協会の業務の紹介及び放射線関連情報の発信を図るため、ホームページの充実に努めた。
- (3) 国内で開催された放射線影響関連行事に参加し、情報交換並びに知識の普及啓発に努めた。

2 研究奨励助成金の交付

放射線の生物及び環境に及ぼす影響に関する調査研究、放射線による障害の防止及び放射線の医学利用に関する調査研究に対して助成金を交付し、もって科学技術の進展に寄与するため、昭和36年度より毎年、研究奨励助成金交付業務を実施しており、累計は404件となった。

本助成は、ホームページにより公募を行い、応募された研究課題について学識経験者により構成された「研究奨励助成金交付選考委員会」で審議・選考した。本年度は9名の研究者に交付した。

3 顕著な成績をあげた研究者の顕彰

(1) 放射線影響研究功績賞

本賞は、協会の松平元理事長からの寄付金等を基に平成12年度に創設したものであり、放射線の生物及び環境に及ぼす影響、放射線の医学利用の基礎並びに放射線障害の防止など放射線科学の分野において、顕著な業績をあげた者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会の厳正な選考を経て決定している。

本年度は、応募がなかった。

(2) 放射線影響研究奨励賞

本賞は、放射線科学の分野で卓越した研究を行っており、その将来が嘱望される新進気鋭の研究者に対して贈呈し、もって我が国の科学技術の進展及び国民

保健の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するため、公募により受賞候補者の推薦を求め、学識経験者からなる本賞選考委員会の厳正な選考を経て決定している。

本年度は、(公財)環境科学技術研究所及び日本放射線影響学会からの推薦者各1名の計2名を顕彰した。

4 国際研究集会参加等のための助成

本業務は、放射線影響の分野における国際学術集会への参加、国外研究機関への研究者の派遣、国外研究機関等からの研究者の招へいなどに伴う渡航費用等を助成し、もって研究成果発表及び国外研究者との意見交換等の機会を提供し、我が国の放射線影響研究の一層の進展に資することを目的として、平成3年度から開始したものである。

助成に際しては、学識経験者により構成される「海外派遣研究者選考委員会」で、助成申請者の審査を行っている。

本年度は、国際研究集会派遣の1名に交付し、平成3年度に開始以来の累計は198名となった。

Ⅱ 放射線影響に関する調査研究

「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」

(契約締結日 平成 24 年 4 月 9 日)

(委託費の額 204,025,500 円)

平成 24 年度は、原子力発電施設等放射線業務従事者及び元従事者約 20 万人に対して実施してきた追跡健康調査の第Ⅴ期 5 ヶ年の 3 年目に当たり、引き続き個人情報保護に留意しつつ確実に調査を推進した。また、調査に関わる情報の収集等における調査対象者等関係者、地方自治体、並びに原子力事業者、専門家及び国民の理解と協力を得るために報告会を開催し広報活動を行った。

事業の実施結果の概要は、以下のとおりである。

1 原子力発電施設等放射線業務従事者等追跡健康調査

放射線疫学調査センターは、原子力発電施設等における放射線業務従事者等に係る疫学的調査について、これまで平成 2 年度から 5 年を周期に調査結果を取り纏めている。平成 17 年度からの調査は第Ⅳ期調査報告書として既に公表している。平成 22 年度からは第Ⅴ期調査が開始され、平成 24 年度は第Ⅴ期の 3 年目に当たり調査を確実に実施した。

(1) 生死追跡調査

調査対象集団のうち 50,164 人について生死追跡調査を実施した。平成 24 年度終了時点で確認できた生存者は 168,204 人、死亡者の累計は 25,287 人となっている。

(2) 解析

喫煙等の交絡要因を調整する層別化及び統計学的モデル化の方法についての検討を行った。

まず始めに、喫煙等の交絡要因がもつがん死亡への寄与を検討するため、日本人男性に係る調査研究データ等を基に、喫煙等の交絡要因とがん死亡の関係を調査した。

また、放射線業務従事者集団において喫煙等の交絡要因によるバックグラウンドリスクを検討するため、統計学的モデルの基でがん死亡リスクが推定できる

ように疫学解析システムの改良を行った。さらに、日本人男性の調査研究から得た喫煙等の交絡要因によるがん死亡リスクと、放射線業務従事者集団について統計学的モデルの基で推定される喫煙等の交絡要因によるがん死亡リスクの整合性を把握した。その上で、放射線被ばくと死亡のデータとの適合度を高めるため統計学的モデルの探索を行った。

(3) 放射線疫学情報ファイル（データベース）の維持・管理及び疫学解析システムの改良

過去に蓄積した解析用データについては協会の個人情報保護規程等に基づき適確に維持管理を行うと共に、疫学解析システムの保守管理及び解析の効率化を図るため、必要に応じてシステムの改良を実施した。

(4) 個人情報の保護に関する措置

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「疫学研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」等に基づき、また、最近の情報漏えい事故等の実態を踏まえた情報セキュリティの動向にも配慮し、本調査にて蓄積された疫学調査情報について、個人情報の保護に必要な措置を講じ、適切に取り扱い、保管管理した。さらに、個人情報の管理や漏洩防止など知識や意識の向上のための研修等を実施した。

2 広報

放射線の健康影響に関する国民一般の理解と協力、原子力事業者及び調査対象者の理解と協力、並びに専門家の評価を得るために、報告会の開催、ホームページへの掲載等の広報活動を実施した。

3 委員会の開催

平成 24 年度は、放射線疫学調査倫理委員会、同評価委員会、同調査運営委員会、同解析検討委員会及びこれらに関連する個人情報保護に関する技術専門委員会、交絡因子調査専門委員会を新たに設け、放射線疫学調査に関する重要事項について審議検討した。

Ⅲ 放射線の防護及び利用に関する調査研究

ICRP（国際放射線防護委員会）が取りまとめる勧告や報告は、我が国の放射線防護法令の基本となるものであることから、協会は昭和 61 年に ICRP 調査・研究連絡会を設置して、我が国からの ICRP 委員の活動に対する支援を行っている。

平成 24 年度は、ICRP 主委員会及び第 1～5 専門委員会において進められている「放射線防護に係る ICRP 新基本勧告（2007 年勧告）」のレビュー作業（第 2 専門委員会における線量評価やパラメータ値の見直し等）の状況を昨年度に引き続き把握した。

また、ICRP の各専門委員会において行われた、目の水晶体に係る線量限度に関する検討、DDREF（Dose and Dose-rate effectiveness factor）に関する検討、医療技術の進歩に伴う被ばくの軽減に関する検討、ラドン被ばくの放射線防護に関する検討（喫煙者・非喫煙者のリスク評価）、福島原子力発電所事故を契機として開始された実践的な防護システム構築に関する検討、等の内容を的確に把握することとし、ICRP 調査・研究連絡会を開催して関係機関・関連学術団体等との情報交換・意見交換を行うとともに、ICRP の活動状況に関し我が国の放射線防護関係者を対象とした報告会を開催した。

1 ICRP について

ICRP は主委員会と 5 つの専門委員会から構成されている。それぞれの委員会の役割及び我が国から委員として参加している専門家は下表のとおりである。

任期：平成 25 年 6 月まで

委員会名	活動分野	氏名(所属)
主委員会 (MC)	総括	丹羽太貫 (京都大学名誉教授)
第 1 専門委員会 (C1)	放射線の影響	中村典 ((公財)放射線影響研究所)
第 2 専門委員会 (C2)	放射線被ばくによる被ばく線量	石樽信人 (名古屋大学医学部)
		遠藤章 ((独)日本原子力研究開発機構)
第 3 専門委員会 (C3)	医療における放射線防護	米倉義晴 ((独)放射線医学総合研究所)
第 4 専門委員会 (C4)	委員会勧告の放射線管理 実務への適用	甲斐倫明 (大分県立看護科学大学)
		本間俊充 ((独)日本原子力研究開発機構)
第 5 専門委員会 (C5)	環境の放射線防護	酒井一夫 ((独)放射線医学総合研究所)

(参考) 我が国のICRP委員数の推移

ICRP 調査・研究連絡会発足当初（昭和 61 年）	: 計 5 名
ICRP 第 5 専門委員会開設（平成 17 年）	: 計 6 名
ICRP 第 2 専門委員会に 1 名追加参加（平成 21 年）	: 計 7 名
ICRP 第 4 専門委員会に 1 名追加参加（平成 23 年）	: 計 8 名

2 ICRP 会合開催状況

本年度は、主委員会会合が 2 回、各専門委員会会合が各 1 回の計 5 回及びタスクグループ会合が 1 回それぞれ開催された。それぞれの会合の開催期間、開催地、我が国からの出席委員は下表のとおりである。

委員会名	委員氏名	開催地	開催期間	備考
主委員会	丹羽 太貫	パリ（フランス）	H24年5月15日～ 19日	
		福島（日本）	H24年10月29日～ 11月2日	
第1専門委員会	中村 典	ヘルシンキ （フィンランド）	H24年9月16日～ 19日	不参加
第2専門委員会INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合	石樽 信人 遠藤 章	アトランタ（米国）	H24年4月30日～ 5月4日	
第2専門委員会		リオデジャネイロ （ブラジル）	H24年9月10日～ 14日	
第3専門委員会	米倉 義晴	ウィーン（オーストリア）	H24年9月5日～ 7日	
第4専門委員会	甲斐 倫明 本間 俊充	モスクワ（ロシア）	H24年9月24日～ 28日	
第5専門委員会	酒井 一夫	シドニー （オーストラリア）	H24年6月12日～ 15日	

3 ICRP 調査・研究連絡会の活動状況について

本年度は、以下のとおり、ICRP 調査・研究連絡会会員及び関連学術団体等との情報交換を行うために 3 回の連絡委員会を、また我が国の放射線防護関係者を対象にした報告会を 1 回、それぞれ開催した。

(1) 第 1 回連絡委員会の開催

【日 時】 平成 24 年 6 月 4 日（月）午後 1 時～午後 2 時 10 分

【場 所】 （公財）放射線影響協会内会議室

【議 題】 ① 第 2 専門委員会 INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合開催報告について

② 主委員会パリ会合開催報告について

- ③ 第5専門委員会シドニー会合における論点等について

【議事概要】

- ① 石樽・遠藤両 ICRP 第2専門委員会委員から、平成24年4月30日～5月4日にアトランタ（米国）において開催された第2専門委員会 INDOS/DOCAL 合同タスクグループ会合の開催結果について報告がなされ、続いて意見交換を行った。
- ② 丹羽 ICRP 主委員会委員から、平成24年5月15日～19日にパリ（フランス）において開催された主委員会会合の開催結果について報告がなされ、続いて意見交換を行った。
- ③ 酒井 ICRP 第5専門委員会委員から、平成24年6月12日～15日にシドニー（オーストラリア）において開催される第5専門委員会会合の論点等について紹介がなされ、続いて意見交換を行った。

(2) 第2回連絡委員会の開催

【日 時】 平成24年8月28日（火）午後3時30分～午後6時

【場 所】 （公財）放射線影響協会内会議室

- 【議 題】**
- ① ICRP 第5専門委員会シドニー会合開催報告について
- ② ICRP 第2専門委員会リオデジャネイロ会合における論点等について
- ③ ICRP 第3専門委員会ウィーン会合における論点等について
- ④ ICRP 第4専門委員会モスクワ会合における論点等について

【議事概要】

- ① 酒井 ICRP 第5専門委員会委員から、平成24年6月12日～15日にシドニー（オーストラリア）において開催された第5専門委員会会合の開催結果について報告がなされ、続いて意見交換を行った。
- ② 遠藤 ICRP 第2専門委員会委員から、平成24年9月10日～14日にリオデジャネイロ（ブラジル）において開催される第2専門委員会会合の論点等について紹介がなされ、続いて意見交換を行った。
- ③ 米倉 ICRP 第3専門委員会委員から、平成24年9月5日～7日にウィーン（オーストリア）において開催される第3専門委員

会合の論点等について紹介がなされ、続いて意見交換を行った。

- ④ 甲斐 ICRP 第 4 専門委員会委員から、平成 24 年 9 月 24 日～28 日にモスクワ（ロシア）において開催される第 4 専門委員会会合の論点等について紹介がなされ、続いて意見交換を行った。

(3) 第 3 回連絡委員会の開催

【日 時】 平成 24 年 10 月 17 日（水）午後 4 時～午後 5 時 15 分

【場 所】 （公財）放射線影響協会内会議室

【議 題】 ① ICRP 主委員会福島会合における論点等について

【議事概要】

- ① 丹羽 ICRP 主委員会委員から、平成 24 年 10 月 29 日～11 月 2 日に福島（日本）において開催される主委員会会合の論点等について紹介がなされ、続いて意見交換を行った。

(4) 報告会の開催

【日 時】 平成 24 年 12 月 20 日（木）午後 1 時 15 分～午後 5 時

【場 所】 エッサム神田ホール

【議 題】

- ① ICRP 第 2 専門委員会報告について
- ② ICRP 第 3 専門委員会報告について
- ③ ICRP 第 4 専門委員会報告について
- ④ ICRP 第 5 専門委員会報告について
- ⑤ ICRP 主委員会報告について

【議事概要】

石樽 ICRP 第 2 専門委員会委員、遠藤 ICRP 第 2 専門委員会委員、米倉 ICRP 第 3 専門委員会委員、甲斐 ICRP 第 4 専門委員会委員、本間 ICRP 第 4 専門委員会委員及び丹羽 ICRP 主委員会委員から、資料に基づきそれぞれの会合における開催結果について順次報告がなされ、続いて意見交換が行われた。

4 報告書の作成

報告会の内容や関連資料及び ICRP 調査・研究連絡会連絡委員会を含めた、1 年間の活動概況をまとめて報告書を作成し、会員へ活動成果報告とした。

5 ICRP調査・研究連絡会の運営

本連絡会は、平成24年度は下記8団体の協力のもとに運営した。

- ① 一般社団法人 日本画像医療システム工業会
- ② 一般社団法人 日本電機工業会
- ③ 公益社団法人 日本アイソトープ協会
- ④ 電気事業連合会
- ⑤ 電源開発 株式会社
- ⑥ 独立行政法人 日本原子力研究開発機構
- ⑦ 独立行政法人 放射線医学総合研究所
- ⑧ 日本原燃 株式会社

IV 放射線業務従事者等の放射線被ばく線量等に関する情報の収集、登録及び管理

放射線業務従事者等の被ばく線量登録管理業務については、前年度に引き続き、次のとおり実施した。

1 経常業務

(1) 原子炉等規制法適用事業所を対象とした業務

前年度に引き続き、原子力事業者等から被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、また、放射線業務従事者（以下「従事者」という。）の指定を解除した者の被ばく線量に係る放射線管理記録の引渡しを受け、これら进行处理するとともに、さらに被ばく線量記録等の登録保管内容の照会に対する回答業務を行った。

その登録等の概況は、第1表のとおりである。

第1表 登録等の概況

(単位：件)

項 目	平成24年度	平成25年3月末累計
従事者（個人識別）の登録	22,203	513,673
放射線管理手帳発行の登録	19,013	451,710
従事者指定の登録	67,980	2,423,482
定期線量（年間線量）の登録	※ 266,132	3,055,029
従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し	74,743	2,372,568
経歴照会に対する回答	97,690	984,378

※定期線量（年間線量）の登録（平成24年度）は、平成22年度分及び平成23年度分の合計件数である

イ 従事者（個人識別）の登録及び放射線管理手帳発行の登録

原子力事業所での作業に初めて従事する者については、本人を雇用する事業者から従事者の登録申請を放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）経由で受付け、個人識別項目（氏名、生年月日等）の登録を行い、登録番号を付与した。また、併せて放射線管理手帳（以下「手帳」という。）発行の登録を行い、手帳発効機関から手帳が発行された。

本年度の新規従事者（個人識別）の登録件数は 22,203 件、新規手帳発行件数は、19,013 件であった。なお、これらの件数は、原子力発電所事故の収束作業により増加したと思われる昨年度より 2 ～ 3 割減少したが、例年に比べると 1.6 倍以上である。これら件数には、福島県内で環境省が実施している除染作業の従事者が含まれていると思われる。その結果、平成 25 年 3 月末における従事者（個人識別）の登録件数の累計は 513,673 件、手帳発行件数の累計は、451,710 件となった。

ロ 従事者指定の登録

原子力事業所での業務に先立ち、当該業務に従事する者について、原子力事業者から従事者指定の登録申請を受付け、67,980 件の登録を行った。

ハ 定期線量（年間線量）の登録

定期線量登録は、前年度のそれぞれの原子力事業所で放射線業務に従事した者の年間線量について、それぞれの原子力事業所から申請を受けデータベースへ登録するものである。平成 23 年 3 月に発生した原子力発電所事故の影響で、平成 22 年度以降の東京電力からの申請が遅れたため、福島第一原子力発電所の緊急線量を含む平成 22 年度の全ての定期線量の登録を行ったのは平成 25 年 3 月であった。また、平成 23 年度の定期線量についても同様に平成 25 年 3 月に登録を行った。平成 24 年度に登録した定期線量は、平成 22 年度分及び平成 23 年度分の合計で 266,132 件であった。また、例年は登録された前年度の定期線量の記録を個人毎に集計し、全国の原子力事業所で放射線業務に従事した者の実人数に基づく統計を作成しているが、平成 24 年度は福島第一原子力発電所の緊急線量を除く平成 22 年度の線量統計を作成した。

ニ 従事者指定の解除及び放射線管理記録の引渡し

原子力事業者から従事者指定の解除及び放射線管理記録 74,743 件の引渡しを受け、保管した。その結果、平成 25 年 3 月末における保管総件数は 2,372,568 件となった。

なお、放射線管理記録については、原本のほかにバックアップ用と経歴照会用のマイクロフィルムを保管している。また、電算機には従事者指定の解除の登録とともにマイクロフィルム保管番号を登録し、放射線管理記録の照会に対し即応できるようにしている。

ホ 経歴照会に対する回答

原子力事業者等からの、従事者等の基本項目（登録番号等）、線量記録、指定・指定解除、手帳発行記録等について、本年度は 97,690 件の経歴照会があり、回答した。これは、昨年と同等で、事故前に比べて約 35%の増加であり、原子力発電所事故の収束作業に従事した者の経歴確認の増加が主な要因である。

なお、照会の内容を項目別にみると、第 2 表のとおりである。

第 2 表 照会内容別件数

(単位：件)

項目	件数	項目の内容
基本項目	29,972	中央登録番号、氏名、生年月日、手帳発行の有無、直近の指定・指定解除の記録等
線量記録	25,759	定期線量登録、集計線量の記録
指定・指定解除	21,454	従事者等の指定・指定解除の記録
手帳発行記録	20,066	手帳発行・再発行等の記録
放射線管理記録	439	必要期間の放射線管理記録
計	97,690	

(2) 放射線障害防止法等適用事業所を対象とした業務

イ 各種登録等の実施

前年度に引き続き、RI 被ばく線量登録管理に関する各種登録申請を受付け、登録等を行った。

その登録等の概況は、第 3 表のとおりである。

第3表 登録等の概況

(単位：件)

項 目	平成24年度	平成25年3月末累計
従事者（個人識別）の登録	2, 157	58, 538
定期線量の登録（年間線量）	8, 080	228, 124
放射線管理記録の引渡し	7, 814	163, 173

なお、平成25年3月末におけるRI被ばく線量登録管理制度参加事業者数は30事業者で、このうち非破壊検査関係事業者が20事業者である。

ロ 廃止等事業所からの記録引渡し及び保管

前年度に引き続き、放射性同位元素等の使用の廃止等の届出をした事業者等から従事者等の被ばく線量及び健康診断結果の記録の引渡しを受け、原子炉等規制法での登録管理業務と同様に保管・管理を行った。その概況は、第4表のとおりである。平成24年度は、引渡しを行った廃止事業所数、放射線管理記録の引渡し件数ともに大幅に前年度を上回った。

第4表 RI等使用廃止事業所数、記録の引渡し及び保管

(単位:件)

項 目	平成24年度	平成25年3月末累計
RI等使用廃止事業所数	62	1, 704
RI等使用廃止に伴う放射線管理記録の引渡し	8, 744	81, 535

(3) 被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度の普及推進

被ばく線量登録管理制度及び放射線管理手帳制度について、関係者への説明を行う等その普及推進に努めた。

2 被ばく線量登録管理業務を安全・適切に実施するための業務

経常業務を安全かつ適切に実施するため、平成24年度は次の業務を実施した。

(1) 被ばく線量登録管理制度推進協議会の開催

被ばく線量登録管理制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、平成24年7月及び11月の2回開催し、第5表のとおり審議を行った。

第5表 被ばく線量登録管理制度推進協議会開催状況

回数	開催年月日	主な審議事項
第109回	平成24年7月23日	① 平成23年度中央登録センターの事業報告・決算報告について ② 除染事業に係る放射線管理手帳の利用について ③ 緊急線量のシステムへの登録について ④ 除染電離則に係る記録保存機関の指定について
第110回	平成24年11月29日	① 平成25年度中央登録センター事業計画（案）及び収支予算（案）について ② 平成22年度「標準統計資料」及び「参考統計資料」について ③ 新規制度参加事業者について ④ 常磐道復旧工事に係る放射線管理手帳の利用について

(2) 標準統計資料について

原子力事業所における従事者の放射線管理が適切に実施されていること等を一般の方々に理解していただくため、各年度の登録データによる標準統計資料を協会のホームページ等で、公表している。

平成24年度は、登録の遅れた福島第一原子力発電所の緊急線量を除く平成22年度の統計資料を作成した。

(3) 除染等業務従事者に対する放射線管理手帳の使用許可

放射線管理手帳制度は、原子力事業所で従事する放射線業務従事者の被ばく線量等を記録するためのものであるが、環境省から除染等工事の管理に放射線管理手帳を使用したい旨の依頼があり、放射線管理手帳運用要領・記入要領の確実な遵守を条件に使用を認めた。

(4) 原子力事業者との手帳運用等に関する協議

手帳の適切な運用や登録管理制度における個人情報の取扱い等について、原子力事業所の実務担当者との意見交換を行っている。今年度は5原子力事業所を対象として意見交換を実施した。

(5) 手帳発効機関に対する手帳の運用等に係る指導、助言

手帳の円滑な運用に資するため、「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」（手帳発効機関用）等に従って手帳が適切に運用されているか、また、個人情報の取り扱いが規程等に基づき適切に運用、管理されているか等について、必要な指導、助言を行っている。今年度は第6表のとおり20手帳発効事業所に対して実施した。

第6表 手帳発効機関の手帳発効事業所に対する助言、指導の実施状況

実施年月日	地 区	手帳発効事業所数
平成24年6月	六ヶ所	3
平成24年9月	関 東	6
平成24年10月	川 内	3
平成24年12月	美 浜	2
平成25年2月	東 海	6